

記録の整備に関する「完結の日」について

令和3年4月1日

記録の整備に関する保存期間について、本市では「完結の日から5年間」としており、令和2年6月16日付文書にて、完結の日についての基本的な考え方を例示したところです。

この度、令和3年度報酬改定にともない、各介護保険サービスに関する人員及び運営に関する基準の解釈通知の改正があり、「その完結の日」についての基準が示されました。

今後は、各介護保険サービス事業所においての記録の保存期間につきまして、通知に従い記録を保存していただくようお願いします。

(通知)

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003・老老発0331016厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(例) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

解釈通知第3の3(33)

(記録の整備)

居宅基準第39条第2項は、指定訪問介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

※例については、訪問介護について記載しておりますので、他のサービスについては、各サービスの基準を確認してください。

保存期間の2年間については、明石市条例に基づき5年間と読み替えます。